

令和8年度ヤングケアラー・サロン企画・運営業務 企画提案募集要項

【注意事項】 本事業は令和8年度の当該事業に係る予算成立を前提としています。予算の成立が無い場合、本要項に基づく募集及び審査の結果に関わらず、本事業は実施しませんので御注意ください。

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度ヤングケアラー・サロン企画・運営業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約金額の上限

4,076,284 円以内（消費税及び地方消費税含む。）

(4) 契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

2 応募資格

以下の（1）～（7）のすべてに該当するものであることとする。

(1) 法人であること。

(2) 営利法人については、「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「16. その他の業務委託等」の小分類「03. 研修」に登録されていること。

(3) 企画提案書の提出期限において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 募集期間

2026 年 2 月 18 日（水）午前 9 時から 2026 年 3 月 10 日（火）午後 5 時まで

4 応募方法

(1) 提出書類

別紙「令和8年度ヤングケアラー・サロン企画・運営業務 企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

(2) 提出期限

2026年3月10日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参・郵送又は宅配便による。

※ 持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送する場合、提出期限後に愛知県庁に到達したものは無効とする。

無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面等により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとする。

(4) 提出先

〒460-8501(住所記載不要)名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県福祉局児童家庭課子ども未来応援グループ

(5) 問合せ先

本業務に関して質問等がある場合は、2026年3月2日(月)17時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、質問者に電子メールにて送信する。

ア メール送信先：jidoukatei@pref.aichi.lg.jp

イ メールの件名：令和8年度ヤングケアラー・サロン企画・運営業務に関する質問

(6) 注意事項

ア 企画提案は、1者につき1件とする。2件以上を提出した場合は、すべての提案について無効とする。

イ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出書類の作成及び提出に必要な経費は応募者の負担とする。また、提出書類はいかなる理由があっても返却しない。

エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

オ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえたうえで愛知県が判断する。

カ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

キ 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退理由を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。

ク 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

a 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

b 県職員又は企画選定に係る関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

5 契約条件

(1) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号に該当する場合は、全額免除とする。

(2) 委託方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。

(3) 支払方法

精算払いとする。

(4) その他

- 企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の見積金額と同額にならない場合がある。
- 本県では電子契約の対応があるため、電子契約による締結を希望する場合は下記 URL（愛知県庁情報政策課「電子契約サービスの導入について」）を参考すること。本サービスの利用ができない等の場合は、紙による契約締結も可能。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/denshi-keiyaku.html>

6 審査方法

(1) 審査手順

別に設置する「令和 8 年度ヤングケアラー・サロン企画・運営業務に係る企画提案審査委員会」において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合わせには応じないこととする。

一次審査の選考通過者は 3 者とし、応募者全員に選考結果を書面で通知する。ただし、応募者が 3 者以下の場合、一次審査は実施しない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）概要

ア 日程

2026 年 3 月 23 日（月）

- ・ 日程の詳細は、別途二次審査参加者に通知する。
- ・ 1 者あたり 20 分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 開催方法

オンライン開催（Microsoft Teams）または対面（愛知県西庁舎付近）

ウ 注意事項

- a 二次審査の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。
- b プレゼンテーションの資料は、応募時の提出資料のみとする。
- c プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。

d 審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。

(3) 審査基準

基本的理解 (22)	目的等への理解 (10) ・仕様で定めるサロンの趣旨等を理解しているか。
	テーマに関する理解・知識 (12) ・ヤングケアラーサロンやヤングケアラー支援に関する理解・知識はあるか。
企画内容 (45)	企画内容 (18) ・サロン本番の実施方法や内容は、県が提示したサロンのイメージを踏まえつつ、適切かつ具体的に組まれているか。 ・参加者を集める方法等、開催前の準備についても具体的に想定されているか。
	進行役 (10) ・サロンを進める進行役は確保されているか。 ・当事者を進行役に参加させるなど、ピアサポート支援の視点はありますか。
	進行能力 (12) ・参加者同士の交流や、参加者の満足度、安全などに配慮した内容か。
	スケジュール (5) ・広報期間やサロン開催間隔など、全体スケジュールは無理なく組まれているか。
体制 (10)	事業実施体制 (10) ・企画内容に対し、事業に従事する人数・体制は適切に確保されているか。
付加提案 (10)	付加提案 (10) ・参加者同士の交流又は本事業の実施に関して、効果的な提案があるか。
経費(4)	経費 (4) ・見積書の項目と金額は適切か。
過去実績 (5)	ヤングケアラーサロン事業の実績 (3) ・国又は地方公共団体からサロン事業を受託した実績があるか。
	ヤングケアラー相談支援事業の実績 (2) ・国又は地方公共団体から相談支援事業を受託した実績があるか。
その他 (4)	社会的価値の実現に資する取組の評価項目 (4) ・ISO等の取得があるか（別途提出書類によって判定する）。